

4 処分場での搬入について

(1) 処分場での搬入手順 ※P.13 の注意事項と合わせて確認の上お越してください。

STEP1 車両待機場で荷台のシート掛けを自ら外し、積載廃棄物が確認できる状態にする。

STEP2 搬入物検査を受ける。

(1) 燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじんの場合

抜き取り検査台に進行し、目視検査と抜き取り検査を受けた後、計量器に進行する。

(2) 安定型産業廃棄物、廃石こうボードの場合

荷台側面からの目視検査後、計量器に進行し、ビデオモニターによる真上からの目視検査を受ける。

※ 検査の結果、受入が不相当と判断された場合、搬入物を持ち帰っていただきます。

STEP3 車両から降り、管理事務所の受付に以下の書類を提出する。

- ・産業廃棄物搬入確認書(届出時に窓口で受け取ったもの)
- ・産業廃棄物管理票及びその写し(収集運搬を委託する場合のみ)

STEP4 係員の指示で車両を搬入場所まで移動し、廃棄物を投入する。

※ 投入時に、受入が不相当と判断される廃棄物が混入していた場合、投入物を持ち帰っていただくことに加えて、以降の搬入も停止させていただきます。

STEP5 再度計量器に進行し、管理事務所にて処分費用の手続をする。

(1) 現金払いの場合

処分費用を支払い、領収書と下枠内の書類を受け取る。

(2) 後納払いの場合

下枠内の書類を受け取る。支払方法については P.10(2) 参照。

- ・産業廃棄物搬入確認書(控え用)
- ・計量伝票
- ・産業廃棄物管理票【押印後】(収集運搬を委託する場合のみ)

STEP6 指定された経路で速やかに退出する。その際、洗車場を通過してタイヤの付着物を洗い落とすこと。

※最後の搬入時に、余っている搬入確認書を返却すること。

例: 当初搬入車両5台で申請したが3台で搬入が終わった場合、余った2枚を管理事務所受付で返却する。

【搬入時の注意事項】

① 搬入する産業廃棄物に関して

- ・ 受入基準に不適合の物は搬入しないこと(受入基準については P.3 参照)
- ・ あらかじめ届け出た産業廃棄物以外は搬入しないこと
- ・ 異なる種類の産業廃棄物を混載しないこと
- ・ 事前承認が必要な産業廃棄物の場合、承認期限が切れている物は搬入しないこと
(事前承認については P.18 参照)

② 搬入車両や荷姿に関して

- ・ 原則として搬入物が容易に確認でき、ダンピングができる車両で搬入すること
パッカー車やバキューム車での搬入はしないこと
- ・ 荷姿としてフレコンバッグ詰めはしないこと
- ・ 石綿含有産業廃棄物以外の廃棄物は原則ばら(袋詰めしない)で搬入すること
※上記要件を満たさない車両等での搬入を希望の場合、あらかじめ産業廃棄物対策課
に相談すること

③ 場内の通行等に関して

- ・ 処分場までの運搬では、一般の交通ルール及び廃棄物処理法の運搬基準を遵守すること
- ・ 受付時間(P.1 参照)を厳守し、処分場周辺で車両の待機・駐車は絶対しないこと
- ・ 処分場敷地入口では、産業廃棄物搬入確認書を係員に提示すること
- ・ 場内の交通ルール(制限速度、一時停止、搬入経路)を厳守すること。特に、ゲート付近の通行は危険なため、一時停止及び徐行運転すること
- ・ 処分場内で故意又は過失により処分場施設や第三者に損害を与えた場合、原因者の責任で賠償すること
- ・ その他処分場内では、係員の指示に従うこと

(2) 搬入廃棄物の受入不可措置

搬入物検査等で不正行為等が確認された場合、運搬者は搬入廃棄物を積載したまま持ち帰っていただきます。また、処分場へのダンピング(廃棄物投入)の後に不正行為等が確認された場合であっても、廃棄物が回収可能であれば、当該物を運搬車両へ積載し直し、持ち帰っていただきます。

【受入不可事例】

- ・ 木くず等の受入不可物が混入している
- ・ 搬入廃棄物が受入基準に不適合である(P.3 参照)
- ・ 異なる分類の廃棄物が混載されている
- ・ 搬入廃棄物や運搬車両が届出内容と異なる
- ・ 搬入時に必要な書類に不備がある(P.12 参照)
- ・ 分析承認が必要な廃棄物の承認期限が過ぎている(P.19 参照)
- ・ その他受入が不適当と判断されるもの

例年受入不可事例がしばしば見受けられます。搬入の際は P.3 の受入基準をよく確認の上お越しください。

(3) 受入停止措置

以下のような場合は、搬入事業者に対し受入停止等の措置を執る場合があります。

- ・ 継続した不正搬入(またはそのおそれ)
- ・ 再発のおそれがある不正搬入
- ・ 悪質性を有するおそれのあるもの

また、受入停止措置は以下のように段階的なものとなっています。

1. 本市指導に対し、誠実な対応がなされなかった場合
→誠実な対応がなされたと判断されるまで、受入一時停止とします
2. 本市指導の結果、過失によるものと確認された場合
→対策が講じられたと判断されるまで、受入一時停止とします
3. 本市指導の結果、故意によるものと確認された場合
→不正搬入が確認された日から1年間、受入停止とします
4. 故意の不正搬入が再発した場合
→無期限受入停止とします
5. 本市指導の結果、廃棄物処理法上の違法行為が確認された場合
→受入停止措置とは別に法の規定による行政処分を課します

※ 受入一時停止及び受入停止となる場合は、文書による通知を行う。
また、受入停止の通知を受けた場合は、残りの搬入確認書を返却すること